

埼玉東萌短期大学公的研究費取扱規程

(目 的)

第1条 この規程は、埼玉東萌短期大学（以下「短期大学」という。）において、競争的資金等である公的研究費の取扱いに関し適正な運営及び管理を行うために必要な事項を定めることを目的とする。

(定 義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 公的研究費 文部科学省や他の府省及びそれらが所管する独立行政法人、並びに地方公共団体などの公的機関から、特定の研究を遂行するために獲得した経費のことをいう。
- (2) 競争的資金等 文部科学省や他の府省及びそれらが所管する独立行政法人、並びに地方公共団体などから配分される競争的資金を中心とした公募型の研究資金をいう。
- (3) 研究代表者等 短期大学の専任教員であつて第1号に掲げる研究費を1人で、又は研究組織や研究拠点の代表者として受ける者、及び他の研究機関の研究代表者から公的研究費の配分を受ける研究分担者をいう。

(法令等の遵守等)

- 第3条** 研究代表者等は交付決定を受けた競争的資金等に係る研究の実施にあたっては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）及びこれに基づく法令並びに交付決定通知書に記載された補助条件等を遵守しなければならない。
- 2 短期大学における公的研究費の不正使用の防止及び不正使用の事案が生じた場合等の取扱いに関し必要な事項は、埼玉東萌短期大学公的研究費不正取扱防止規程（以下「公的研究費不正取扱防止規程」という。）で定める。
 - 3 学校法人小池学園及び短期大学に所属する教職員は、競争的資金等である公的研究費の取扱いについて、埼玉東萌短期大学公的研究費取扱規程及び公的研究費不正取扱防止規程の定めるところを遵守するとともに、公的研究費の不正使用を行ってはならない。
 - 4 競争的資金等の運営・管理に関わる学園のすべての構成員は、あらかじめ以下の事項を含んだ誓約書を学園に提出しなければならない。
 - (1) 学園の規則等を遵守すること。
 - (2) 不正を行わないこと。
 - (3) 規則等に違反して不正を行った場合は、学園や配分機関の処分及び法的な責任を負担

すること。

(科学研究費補助金)

第4条 文部科学省及び独立行政法人日本学術振興会から短期大学に交付される科学研究費補助金の取扱いについては、この規程によるものの他、埼玉東萌短期大学科学研究費補助金取扱規程による。

(最高管理責任者)

第5条 学校法人小池学園（以下「学園」という。）に、学園が設置する短期大学における競争的資金等の適正な管理及び運営を統括し、最終責任を負う者として最高管理責任者を置き、学園理事長（以下「理事長」という。）をもって充てる。

2 最高管理責任者は、第6条及び第7条に規定する統括管理責任者、統括管理副責任者及び部局責任者が責任を持って競争的資金等の運営及び管理を行えるよう、適切に指導力を発揮しなければならない。

(統括管理責任者、統括管理副責任者)

第6条 学園に、最高管理責任者を補佐し、競争的資金等の運営及び管理について学園全体を統括する実質的な責任と権限を持つ者として統括管理責任者を、統括管理責任者を補佐して短期大学全体の競争的資金等の適正な運営及び管理を図る業務を行う統括管理副責任者を置く。

2 統括管理責任者は学園法人本部長（以下「法人本部長」という。）を、統括管理副責任者は短期大学学長（以下「学長」という。）をもって充てる。

(部局責任者)

第7条 競争的資金等を取扱う部局である短期大学に、その研究費の運営及び管理について実質的な責任と権限を持つ者として部局責任者を置き、短期大学事務長（以下「事務長」という。）をもって充てる。

2 部局責任者は、競争的資金等の運営及び管理について、統括管理責任者を補佐し、短期大学における実務上の責任を負うものとする。

(防止計画推進部署)

第8条 短期大学における公的研究費の不正使用の防止に関する計画を推進するための組織については、埼玉東萌短期大学公的研究費不正取扱防止規程で定める。

(公募の申請)

第9条 研究代表者等が、公募要領により、競争的資金等に係る研究計画調書や提案書等

の公募に関する書類を直接公募先に提出することとなっている場合には、研究代表者等は所属する部局責任者である事務長に遅滞なく届出るものとする。

- 2 研究代表者等が公募先に提出する研究計画調書や提案書等については、あらかじめ所属する部局責任者である事務長に研究倫理適格審査の申請を行い、研究倫理公正委員会（以下「委員会」という。）による研究倫理適格審査を受け、その適格を認定されなければならない。ただし、公募先への研究計画調書や提案書等の提出期限が差し迫っている場合は、公募先への申請に遅れることなく研究倫理適格審査の申請を行わなければならない。

（競争的資金等の経理事務の委任）

第10条 研究代表者等は、競争的資金等の交付内定（継続分を含む。）を受けたときは、その経理に関する事務を事務局長に委任したものとみなす。

- 2 前項の経理事務の委任があったときは、事務局長は法人事務局の該当部署にその旨を通知し、次条に規定する事務を処理させるものとする。

（経理事務の準拠）

第11条 競争的資金等に係る契約事務、旅費事務、給与事務等の経理に関する取扱いは、当該競争的資金等を管轄する官庁の定める取扱い規程等並びに学園経理規程（以下「経理規程」という。）、学園経理規程施行細則、学園出張旅費規程及び学園が定める研究費使用に係る規則等によるものとする。

（競争的資金等の信託）

第12条 競争的資金等の受入れ口座名義は、交付者が指定する名義の口座とする。

- 2 研究代表者等が競争的資金等の受払いに使用する専用口座は、個別に開設する。

（間接経費の大学への譲渡）

第13条 研究代表者等は、間接経費の短期大学への譲渡に関する権限を、理事長に委任するものとする。

- 2 間接経費の経理事務は、競争的資金等の取扱いに準ずる。

（競争的資金により取得した設備等の寄付手続等）

第14条 理事長は、競争的資金等により取得した設備・備品（以下「設備等」という。）の寄付受入に関する権限を、事務局長に委任するものとする。

- 2 研究代表者等は、設備等を取得後、短期大学に寄付を行うこととされているものについては、経理規程及び経理規程施行細則の規定により寄付手続を行わなければならない。

（設備等の管理の委任等）

第 15 条 設備等の管理責任を研究代表者等が負うこととされている設備等を取得したときは、当該設備等を取得したときに短期大学における設置使用が承認されたものとみなす。

2 前項に規定する研究代表者等は、研究実施に当たり、必要があるときは、前条の設備等の管理に関する事務を法人事務局総務経理課長に委任することができる。

3 第 1 項に規定する研究代表者等は、設備等の管理事務を委任した時は、使用責任者として責務を果たすものとする。

(管理帳簿への記載)

第 16 条 前条第 1 項に掲げる設備等を取得したときは、固定資産及び物品管理規則の規定により台帳に記録しなければならない。

(研究代表者等の管理する物品の減価償却の方法)

第 17 条 第 14 条第 1 項に規定する設備等は、経理規程に準じて減価償却を行うものとする。

(事故等の報告)

第 18 条 研究代表者等は第 15 条第 1 項に定める設備等において、その管理する設備等に起因して事故等が発生したときは、直ちに、その旨を事務局長に報告しなければならない。

(補 則)

第 19 条 この規程に定めるものの他、競争的資金等の適正な運営及び管理に関して必要な事項は、研究倫理公正委員会の意見を聴いて理事長が定める。

(規程の改廃)

第 20 条 この規程の改廃は、委員会が、あらかじめ学長の意見を聴いて原案を作成し、委員会委員長が理事長に上申して理事会の議を経て理事長が定める。

附 則

この規程は、平成 26 年 12 月 18 日から施行する。

この規程は、平成 30 年 8 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。